

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300097号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300087号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

ねんきん定期便により、A社の請求期間に係る賞与記録がないことを知った。

請求期間前後と同じように現金で12万円を支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年(7月分及び12月分)の賞与に係る「給料支払明細書」、平成17年(1月分から12月分まで)に係る「給料支払明細書」及び「平成17年分給与所得の源泉徴収票」並びにA社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は請求期間に同社から12万円の賞与を支給されたことが認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における請求期間の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、A社の事業主の回答及び源泉徴収簿により平成17年12月15日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300065号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300086号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月1日から平成6年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。
請求期間は、A社C事業所に助手として勤務し、A社から給与をもらっていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に厚生年金保険に加入していた旨記載された在籍証明書を提出し、当該期間にA社C事業所に助手として勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、上記在籍証明書において、請求者は請求期間にA社C事業所において臨床研究員であったことが記載されている上、同事業所から提出された退職経歴台帳においても、請求者は請求期間に臨床研究員であったことが確認できる。

また、A社C事業所は、上記在籍証明書の記載内容に誤りがあり、健康保険・厚生年金保険の加入期間は、平成6年6月1日から同年10月31日までである旨回答している。

さらに、B社の事業主は、請求期間当時、請求者はA社C事業所において、臨床研究員であり、B社と請求者には雇用関係はなく、同社から請求者に奨学金の支払いはあったものの報酬の支払いはないことから、厚生年金保険に加入させていない旨回答している。

加えて、請求者は、給与明細書等を保有していない旨陳述しているところ、A社C事業所から提出された請求者の請求期間に係る給与台帳により、B社から請求者に奨学金が支払われ、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。